

熊本県知事 蒲島郁夫様

2020年9月30日

日本共産党熊本県委員会
委員長 松岡勝
県議会議員 山本伸裕
日本共産党南部地区委員会
委員長 野中重男

被災者・流域住民を主役にした球磨川治水検証を

「11月中をめどに県の方針をとりまとめた後に『民意を問う』との知事の定例記者会見での発言が伝えられています。

被災地では、「後片付けがまだ終わっていない」「考える余裕がない」「ダムがいいか、そうでないか話し合う時間もない」などというのが実情です。

「民意」を大事にしようとするならば、被災者、被災地の声を十分くみとるべきです。

日本共産党熊本県委員会・同南部地区委員会は、9月3日、「球磨川豪雨検証を通じて『ダムなし流域治水』を」と題して、知事に対して「申し入れ」を行いました。

その後の状況を踏まえて、表記の趣旨に沿った問題提起と要請を以下いたします。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

1、積み重ねられてきた民意、

公正・中立・民意尊重を貫いた熊本県

知事は、2008年9月、「川辺川ダム中止」を表明しました。知事表明に先立ち、相良村長、人吉市長の中止表明がありました。

知事は中止表明の中で、「川辺川ダムの最大受益地である人吉市では、田中市長が現行のダム計画の白紙撤回を求めることを表明されました。ダム建設予定地である相良村の徳田村長も、川辺川ダム建設は現時点では容認しがたいと意見表明されております」と、流域の声を尊重する姿勢を示しました。

相良村長、人吉市長、知事の「川辺川ダム中止」表明の背景には、流域住民、漁民、農民の「川辺川ダム中止」への長期にわたる、血の滲むような運動、営みがありました。

同時に、「ダム推進」という既定方針のもとでも、流域住民の声に真摯に耳をかたむけ、球磨川治水にとって、川辺川ダムか、そうでない治水の方法があるのかを公平・中立に、住民とともに考える熊本県の強い関与がありました。

①川辺川ダム住民討論集会

住民討論集会は、2001年12月に第1回が開かれ、2003年12月まで9回開催。討議時間は53時間、参加者は12,000名余、熊本県が総合司会を執り行いました。ダム推進・中止の双方の代表（推進側は、国交省・人吉市議・免田（当時）町議など、中止側は、中止を求める市民団体・球磨川漁協有志など）による事前協議でテーマや討議方法などを話し合い「公平・公正」に運営する措置がとられました。本集会と変わらないほどの時間をかけた事前協議がたびたびでした。人吉市カルチャーパレスで開かれた第5回で異変が起きました。開会は午前10時と事前協議で確認されていました。ところが、深夜からダム推進側が約1,200席分すべてを占めるよう組織動員し、会場入り口が占拠状態になっていました。この時、総合調整役の熊本県は、緊急に事前協議を開き、ダム推進側のやり方を厳しく批判し、「推進派」「異論派」のそれぞれの受付をつくり、1人ずつ入場させ双方同数の参加者による公平な討論会にしました。住民討論集会は当初、双方の激しいヤジの応酬で対論者の発言が聞き取りにくい状況でした。これに対して熊本県は、事前協議で、「ヤジはやめて、真摯に対論する集会に」と提案し改善を図りました。

住民討論集会は、国交省にも、自民党県議団にも媚びず、公平・中立を名実ともに貫いた熊本県のリーダーシップによって、全国的にも大きく注目され、実りある集会になりました。

②川辺川利水

2003年5月、福岡高裁は3分の2以上の同意がないことを理由に、川辺川利水事業と区画整理事業に異を主張する原告勝利判決を下しました。その後判決は確定しました。「身の丈に合った利水を」求める農民866名と補助参加を含めると2110名が裁判に立ち上がったことによる原告農民の勝利でした。その後、川辺川利水に頑なな農水省と原告農民の協議をはかるために熊本県が総合調整役として、78回、311時間の協議が行われました。ここでも熊本県は、公平・中立の立場を貫きました。

③県収用委員会

国土交通省は、2001年12月、漁業権と水没予定地内にある土地や家屋等の所有権を対象に、熊本県収用委員会に対して、収用裁決申請を提出しました。

収用委員会の審理は、2002年2月から2005年8月まで（途中、一時中断）重ねられました。この間、住民討論集会が開催され、川辺川利水訴訟では、ダム利水に異を唱える原告が勝利し判決が確定しました。2005年8月、県収用委員会は国交省に収用裁決申請取り下げを勧告、取り下げない場合は、却下裁決をするとしました。国交省は9月、収用申請を取り下げました。

収用委員会は、国交省・球磨川漁協執行部と川辺川ダムに反対する漁民、住民、弁護士、研究者との間で徹底した議論が交わされました。全国初の漁業権の収用という収用委員会の審理に対して、熊本県は終始公正な立場を貫きとおしました。

④流域市町村長の要望＝民意か？

「住民討論集会」「利水協議」「収用委員会」、それに先立つ球磨川漁協での漁業補償契約案の否決、人吉市、坂本村（当時）での住民投票要求署名運動（人吉では有権者の約過半数、坂本では3分の1の署名。それぞれ議会での否決は1票差）等々、球磨川流域では、住民、漁民、農民の粘り強い、運動、たたかいがありました。そうした流れの中で、相良村長、人吉市長の「川辺川ダム中止」表明となりました。

これぞ「民意」と言えるもので、知事の「川辺川ダム中止」表明はその民意に応えたものでした。

7月豪雨災害後の「川辺川ダム建設促進協議会」（流域市町村長）による「川辺川ダム建設に関する要望」が出されていますが、市町村長の要望は、地域説明会、アンケート、討論集会、住民投票など、民意をはかる手段を一切実施していないもので、民意とはとうてい言えないものです。

むしろ、長きにわたって積み上げられてきた様々な取り組みの結果、導き出された民意を分断し、流域に新たな混乱を持ち込むものです。

⑤熊本県が果たしてきた役割

熊本県は「住民討論集会」「川辺川利水協議」「収用委員会」等で、様々な困難なか、その公正な運営に心血を注ぎました。

知事による公聴会の開催、有識者会議の設置と熟議も大きな役割を果たしました。これらは、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」とする地方自治法第1条2項にそう画期的なものです。

現在進行中の「球磨川治水検証」においてもこの立場を貫かれることを強く要請します。

2、住民不在の「審議」の行き着くところー「ダムありき」に

①川辺川ダム事業審議委員会

1995年に設置、審議がされた「川辺川ダム事業審議委員会」は、その構成が、3人の有識者と熊本県知事、人吉市長、相良村長、五木村長、熊本県議会議長、相良村議会議長、五木村議会議長ということに示されているように、流域住民の審議への継続的参加、川辺川ダム中止の有識者を含む審議ではありませんでした。住民の民意反映の機会はこの1回の公聴会だけで、「意見を聞き置く」程度のもので、「川辺川ダム事業」「利水事業」とも「妥当」との結論をだし、本体着工への「正当性」をアピールする「出来レース」でした。

この後、下流域の川辺川ダム中止の住民運動、農民、漁民の運動は大きく盛り上っていきました。

②「ダムなし治水」協議

10年余も費やして、まとまらなかった治水対策

知事の「ダム以外の治水を極限まで追求」表明後設けられた「ダムなし治水」協議は、「ダムによらない治水を検討する場」12回、同幹事会5回、球磨川治水協議会9回、九地整局長・知事・市長村長会議4回、計32回開かれましたが、住民の協議への継続的参加はもとより、「検討する場」「協議会」での発言の機会も一切排除されました。その結果、河川整備計画はつくらず、河床の掘削、宅地・堤防の再嵩上げ、遊水地などのダムなし治水の具体化・実行はなされませんでした。川辺川ダム建設の根拠法である「特定多目的ダム法」に基づく廃止手続きをしなかったのは、「川辺川ダム」復活の機会を伺っていた国交省の強い意志によるものです。

3、川辺川ダム検証－「ダム効果」検証の前にすべきことが

川辺川ダムについては、「ダム効果」の前に、検証すべきことがあります。

①多くの住民の不安－緊急放流

2018年7月の西日本豪雨では愛媛県・肱川で国交省の野村ダム・鹿野川ダムの緊急放流により、8人の死者が出ました。鹿野川ダムの流入量が、600 m³/秒から3500 m³/秒まで上昇するに約5時間かかっているのに対して、ダムからの放流量はわずかに数十分で1500 m³/秒にも増加しています。これによって被害が拡大しました。

2018年7月、川内川本川の中流に、7,500万 m³の洪水調節容量（総貯水容量1億2,300万 m³）をもつ鶴田ダムの放流が下流に大きな被害をもたらしました。

鶴田ダムの洪水調節計画は、4,600万 m³の流入があった場合、2,200万 m³をカットして下流には2,400万 m³を流すというものでした。ところが実際の流入量は4,042万 m³に対して、放流は3,571万 m³で、計画の2,400万 m³をはるかに上回るような放流がなされました。放流によって、13km下流地点では、計画高水位を約3.0mも上回り、大きな被害をもたらしました。

異常降雨によってダムの緊急放流の頻度は以前より高まっており、今後はさらに高まることは明らかです。

球磨川流域住民の命と財産、歴史と文化のまちを守る球磨川の治水においては、「川辺川ダムの効能」の前に、市房ダムの緊急放流、川辺川ダムの緊急放流、市房ダムと川辺川ダム同時の緊急放流が下流にどのような被害をつくるのかの検証とその公表が大前提であるべきです。

②瀬戸石ダムによる被害

瀬戸石ダムのバックウオーターによる上流域の被害、放流による下流域の被害の検証を早急に実施すべきです。瀬戸石ダムの検証にあたっては、上下流の住民の証言を聞く場を設定すべきです。

③気候変動に対応できない、時代おくれの川辺川ダム計画

2020年7月に公表された国土交通省・社会資本整備審議会答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について—あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な『流域治水』への転換」(答申)は、次のように指摘しています。

「これまで災害対策は過去に発生した災害の経験を踏まえて講じられてきたが、気候変動によってこれまで経験したことのない事象が発生し、また、社会や科学技術も時代とともに大きく変化することを考えると、これからは、時代とともに様々な変容を遂げることを前提に、水災害対策は気候変動などの将来のリスク予測に基づくものへと転換させていかなければならない」「産業革命以前と比べて世界の平均地上気温が4℃上昇した場合は、20世紀末と比べて21世紀末には、全国の一級水系で治水計画の対象とする降雨量の変化倍率が約1.3倍、治水計画の目標とする規模の洪水の流量の平均値は約1.4倍になり、洪水の発生頻度の平均値は約4倍と試算された。また、産業革命以前と比べて世界の平均地上気温を2℃に抑えるシナリオ(パリ協定が目標としているもの)でも、20世紀末と比べて2040年頃には、全国の一級水系で治水計画の対象とする降雨量の変化倍率が約1.1倍、治水計画の目標とする規模の洪水の流量の平均値は約1.2倍になり、洪水の発生頻度の平均値は約2倍と試算された」「気候変動の予測には幅はあるが、長時間をかけて進める河川整備やまちづくりについては、将来の気候変動の変化等を評価して対策を講じ始めなければ、計画の見直しや追加的な対策の実施に迫られ、必要な河川整備に要する期間が長期化するおそれがあるなど、速やかに気候変動を考慮したものへの見直しは急務である」「気候変動によってこれまでとは異なる現象が将来発生することが想定され、これまでの手法では気候変動によって度々計画の見直しや施設の補強等、非効率な対応が必要となる。このため、過去に発生した現象に基づくものではなく、あらかじめ気候変動によって将来発生することが想定される現象を予測し、それに基づく水災害対策を講じることを基本とするべきである」。

さらに「気候変動をふまえた治水計画のあり方」提言(2018年10月・「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会)」は、「施設の設計に気候変動の影響を取り込むにあたっては、耐用年数経過時点の降雨量変化倍率を活用して外力を見直すことが必要である」「ダムや堰、大規模な水門などの耐用期間の長い施設については、必要に応じて、更なる気温上昇(例えば4℃上昇相当—降雨量1.3倍、流量1.4倍、洪水発生頻度4倍)にも備えた設計の工夫を行うこと」と指摘しています。

「答申」「提言」の指摘で明らかなことは、

- ①川辺川ダム計画では、今後の気候変動による降雨量、洪水流量には対応できなくなるということ。
- ②対応できないということは、対応できない降雨量、洪水流量の場合は、洪水調整は不可能となり緊急放流をせざるを得ないこと。
- ③ ①②については伏せて、計画の見直しが必要なダム計画でありながら、「川辺川ダムがあったら」との推計を発表することは、世を欺く「不実」極まりないことです。

4、川辺川ダムができていたら

―清流、尺鮎、球磨川下り、ラフティングに致命的な影響

「宝」の球磨川を汚してはならない

球磨川は宝

「球磨川の河畔の家は川に向かって玄関がある。水の手口がある。神社の門もここでは川に向かっていて」（「新・球磨学」（熊本日日新聞社刊）―この表現に象徴されるように、球磨川は流域の住民にとってかけがえのない「宝」です。

熊本商科大学（現学園大学）産業経済研究所の「球磨川が人吉地域経済に及ぼす影響についての調査報告書」は、「市民生活の基礎としての就業の場、所得原泉の場を提供してきた球磨川は、就業活動の果実としての税源の提供の場であり、したがって市民共同の財政的補償を提供する基礎の一つとして機能している」と分析しています（同「報告書」は1986年刊だが137ページに及ぶ詳細な「報告書」）。球磨川は、漁業、観光（「球磨川下り」「ラフティング」「釣り」）、農業と地域経済全体に大きな寄与し、住民の生活、生業を支えています。球磨川は「宝」です。

川辺川ダムは、「宝」の球磨川を環境を壊す「川辺川ダムと環境」については「住民討論集会」でもテーマとして論議されました。環境影響評価を求める運動が大きく広がりました。

「ダムなし治水が究極まで追求」されなければならないのは、川辺川ダムが「宝」の球磨川の生命線である「環境を壊す」からです。

以下は、住民討論集会などで問われてきた主な問題です。

* 清流が「ため池」に

アオコ・赤潮で知られる植物プランクトンが増え水質が悪化。水質の悪化による悪臭、景観の悪化。ダム湖底での酸素不足。プランクトンが死んで湖底に堆積するとその体をなしていた窒素・リンが湖底の堆積物に。堆積物に亜鉛やヒ素が吸着。これらが下流に流されて下流の環境悪化に。

珪藻類は清流川にしか繁茂しない。えさに珪藻類を食べる川辺川の鮎のおいしさの秘訣。

* 冷たい水が下流に。稲・鮎に影響

ダムの下の方から水を流すことにより、冷たい水が流れ、稲の成長、鮎などの生物に影響。

* 海への砂の供給が減る。干潟がヘドロに

砂を海に供給する川にダムができると海への砂の供給が減る。球磨川に荒瀬ダム、瀬戸石ダム、市房ダムができて砂の供給が激減。八代海の干潟はヘドロになりアサリなどが激減した。クマタカの生息、水生昆虫などへの影響も。

7月の豪雨災害後、「川辺川ダムができていたら」と「ダムなし治水」の究極までの追求をはかってきた蒲島知事を非難する識者や政治家外ますが、「川辺川ダムができていたら」球磨川の環境が壊され、地域経済を支えてきた球磨川下

り、ラフテング、釣りなどの観光、漁業はどうなっていたか。球磨川を汚してしまつて人吉・球磨の未来図はどうなるのか。

「球磨川は宝」という意味を改めて検証することが求められています。

5、「治水専用」(穴あきダム)について

知事は、2008年11月の「川辺川ダム中止」表明のなかで、「国土交通省から、新たな手法として、環境に配慮した穴あきダムの提示」があつたこと、その案を採用しなかつた理由を述べています。

国交省が改めて「治水専用ダム」(穴あきダム)を提示することが想定されます。

①構造の検討、設計、「環境アセス」—治水対策を大きく遅れさせる

現在の川辺川ダム計画とは異なるダムとなるので、構造の検討から設計と作業を行わなければなりません。そのぶん時間と費用がかかり、治水対策をさらに遅れさせることとなります。

現在の川辺川ダム計画は、「法制定前」ということで「環境影響評価」がなされていませんが、新たな構造・設計のダムになるので「環境アセスメント法」にもとづく環境影響評価を実施すべきです。

「環境アセスメント法」は、「この法律において『環境影響評価』とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む)並びに工作物の新設及び増改築をいう。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう」(第2条)と定めています。

国交省は、「環境影響評価」を実施しない理由をあれこれ挙げるのが予測されますが、「宝の球磨川」の環境を守るために、法律に基づく「環境影響評価」を実施し、その結果について住民が審議する機会を保障するよう対応すべきです。

②「安全性」「環境への影響」ともに、重大な欠陥

「穴あきダム」の欠陥は多岐にわたりますが以下の通りです。

1 一流木、岩石などで穴がつまる。穴がつまれば洪水時には急激に水位が上昇しあふれ下流に大きな被害を及ぼす。下流域はダムの洪水調節を計算に入れた堤防高、河道っているのでその分被害が大きくなる。「河川砂防技術基準」では、トンネル河川についての記述はあるが、穴あきダムは想定外。技術基準が確立されていない。

2 ーダム湖岸における斜面崩壊の危険

貯水池の水位の上下動により、河岸斜面内の間隙水圧(地下水位)が変動し、斜面崩壊が発生する可能性が増す

3 ー洪水調節ができない

超過洪水発生時には全くお手上げ。二波・三波の洪水に対して、事前に予測された場合でも、予備放流ができない。

地すべりや斜面崩壊が発生するような兆候が発見された場合にも対応できない。

4－下流の河川環境の悪化

年間を通じて洪水流量が平準化される。河川の流量は、平水、低水、渇水と一定ではなく、日変化、季節変動を繰り返し、河川環境は形成されている。「穴あきダム」は、年間を通じて洪水流量が平準化され河川環境をこわす。

5－動植物の生存環境への悪影響

通常のダムに比べて水位変動の範囲が大きく、湖水面積がゼロからの急激な水位上昇を起し動植物の生息環境を壊す。

6－堆砂により下流部への土砂供給を断ち切る

放流口による効果は放流口直近の堆砂に限定。ダムによる堆砂象は、ダムサイトより上流のダム湖の上流端付近。

以上のような点について、専門家を入れた検証が必要です。

6、日本共産党は、改めて要請します

- 1－被災住民、流域住民の声、要求を正確に反映させるために、町内会・校区ごとの「住民集会」「懇談会」を開くこと。
- 2－「ダムありき」の国交省ペースに偏らないように「検証委員会」メンバーに、「住民討論集会」などに関わった「ダム以外治水」の専門家・研究者、市民団体代表などを入れること。
- 3－国交省、県、市町村長と「住民討論集会」などに関わった「ダム以外治水」の専門家・研究者、市民団体代表などとの協議の場を設けること。
- 4－公聴会、住民討論集会などを開催すること。